



# 地域の福祉

2022  
12月号

発行・編集

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会 〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋1212-3 雲南市三刀屋健康福祉センター内  
☎0854-45-9888 ☎0854-45-2211 ✉unnan-shakyo@unnanshakyo.jp

雲南市社会福祉協議会 検索

## せいねんこうけんせいど ひろめよう！ 成年後見制度

令和4年10月21日、三刀屋健康福祉センターで成年後見制度の研修会を開催しました。

この制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方の意思決定を支え、権利を守る制度です。

当日は市内の福祉・医療関係の専門職22名が、普段の仕事の中で制度を必要とする人に適切につなげることができるようになることを目指して参加しました。

制度に詳しい司法書士の原 良太 さんを講師にむかえ、具体的な事例をもとにグループワークを交えた講義を受け、成年後見制度への理解を深めました。

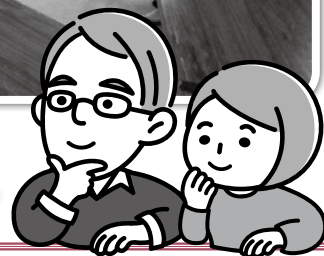
講師から制度説明を  
受ける様子



事例をもとにした  
グループワークの様子



利用者一人一人の生活状況が異なるので答えは様々だと思いました。(参加者からの声)



### 雲南市の成年後見制度の相談窓口

雲南市長寿障がい福祉課 ☎0854-40-1042

雲南市社会福祉協議会 権利擁護センター ☎0854-45-9889

雲南市地域包括支援センター ☎0854-47-7799

相談は無料です  
お気軽に  
ご相談ください



# 善意の窓口

(十月三十一日受付分まで)

香典返しや見舞返しに代えて、また、一般寄附として皆様方から多額のご寄附をいただきました。厚く御礼を申し上げます。お寄せいただいた寄附金は雲南市の社会福祉向上のため、有効に活用させていただきます。

(順不同)

## 香典返しに代えて

松江市東津田町 仲井 浩一様  
 (大東町養賀故仲井トモエ様)  
 大東町南村 長妻 英文様  
 大東町飯田 周藤 健一様  
 大東町幡屋 野々村幸夫様  
 大東町西阿用 錦織 泰治様  
 大東町大東 渡部 洋之様  
 大東町篠淵 加藤 治好様  
 大東町仁和寺 藤原 智明様  
 大東町篠淵 加藤 慶二様  
 加茂町大西 永和 敬吉様  
 加茂町加茂中 吉岡 敏隆様  
 加茂町宇治 西 嘉直様  
 加茂町東谷 高木 喜美様  
 加茂町加茂中 伊達 政弘様  
 松江市西法吉町 深田 真二様  
 (加茂町東谷故深田昌俊様)  
 加茂町神原 日野 泰寛様  
 広島市中区江波西 細木 茂俊様  
 (木次町木次故細木政江様)

## 見舞返しに代えて

大東町清田 石川 康治様

木次町木次 團野 泰雄様  
 木次町下熊谷 田中 友子様  
 出雲市大津町 石飛 一美様  
 (三万屋町根波別所故石飛サカエ様)  
 三万屋町古城 後藤 昭三様  
 三万屋町神代 奥田 梶子様  
 三万屋町三万屋 古林 和己様  
 三万屋町三万屋 尾崎 桂子様  
 三刀屋町中野 角折 正彦様  
 吉田町吉田 渡部 恵史様  
 吉田町吉田 天根 千歳様  
 吉田町民谷 杉原 政弘様  
 吉田町吉田 高尾 治美様  
 掛合町多根 角折 吉美様  
 掛合町掛合 今岡 誠様  
 掛合町多根 落部 洋様

本法人は雲南市長より税額控除対象法人の証明書の交付を受けております。このことにより、個人の方が本法人へ寄附された場合には税額控除制度の対象となります。



## 「くらしの相談」相談日のお知らせ

### 弁護士相談

12月8日(木)  
1月12日(木)

### 司法書士相談

12月23日(金)  
1月27日(金)

お気軽にご相談ください

#### 時間

事前の予約・相談が必要です。

弁護士相談 13:30~15:30 (1人につき30分)  
 司法書士相談 13:30~16:30 (1人につき60分)

#### 場所

雲南市社会福祉協議会本所(雲南市三刀屋健康福祉センター内)  
 ※予定は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
 ※相談料は無料です。

#### 予約・お問合せ先

雲南市社会福祉協議会 ☎0854-45-3933 まで

## 令和5年度 地域共生社会創造助成金の募集について

募集期間 令和4年10月19日~令和4年12月14日

この助成金は、住民同士が会い参加することのできる場や居場所づくり、日常の支え合い活動などの、新たな立ち上げや拡充を支援することで、地域からの孤立を防ぎ、人と人、人と社会がつながり支え合う島根(まち)づくりを目指すことを目的としています。

### 1. 助成対象団体について

以下の全ての要件を満たす団体とします。

- ① 営利目的ではないこと
- ② 活動の担い手、及び活動の対象者が共に地域住民であり、互いに対等な立場で団体を構成する等、住民相互の「たすけあい」を基調とする団体であること。
- ③ 活動の担い手に、65歳以上の地域住民が概ね3割以上含まれていること。

### 2. 助成対象活動について

住民団体等が市町村社会福祉協議会の支援を受け、新たに立ち上げる又は拡充する、次の①~④のいずれかに該当し、助成金交付後概ね5年間は継続が見込まれる活動とします。

- ① 日常の暮らしの中での支え合いに関する活動
- ② 居場所をはじめとする多様な場づくりに関する活動
- ③ 身近な地域での見守り等に関する活動
- ④ その他、助成対象活動として島根県社会福祉協議会会長が認めた活動

地域共生社会創造助成金

検索



詳細は、島根県社会福祉協議会地域福祉部地域福祉係 ☎0852-32-5997